公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター

研究開発室入居に関する規程

　（研究開発室入居の目的）

第1条　公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター（以下「センター」という。）の研究開発室は、研究開発型企業及び新規事業を展開しようとする企業を育成し、新たな雇用の確保を図るとともに、新事業の創出及び地域産業の発展を図ることを入居目的とする。

　（入居対象者）

第2条　研究開発室に入居できる者は、起業する者、または釜石・大槌地域で事業を営む法人及び個人とする。

2　前項に掲げるもののほか、研究開発室に入居できる者は、センターの理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めるものとする。

　（入居の許可）

第3条　研究開発室に入居しようとする者は、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

2　研究開発室の入居の許可を受けようとする者は、研究開発室入居許可申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。この場合、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）住民票の写しまたは法人の登記事項証明書

（2）事業計画書

（3）起業する者の場合は、勤務し、または勤務していた企業からの雇用証明書

（4）その他理事長が必要と認める書類

3　理事長は、研究開発室の入居を許可するときは、研究開発室入居許可書（様式第2号）を交付するものとする。

4　研究開発室の入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、誓約書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

5　理事長は、研究開発室の入居が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。

　（1）公の秩序または善良な風俗に反するおそれがあるとき。

　（2）研究開発室の施設等を汚損し、損傷し、または亡失するおそれがあるとき。

　（3）研究開発室の管理上支障があるとき。

6　理事長は、研究開発室の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

　（使用の制限）

第4条　理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の入居者に対し、当該許可を取り消し、または行為の中止もしくは研究開発室からの退出を命ずることができる。

　（1）この規程に違反したとき。

　（2）偽りその他不正な手段により前条第1項の許可を受けたとき。

　（3）費用負担を3ヶ月以上滞納したとき。

　（4）正当な事由によらないで、1ヶ月以上、研究開発室を使用しないとき。

　（5）その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（入居許可期間）

第5条　研究開発室の入居を許可する期間（以下「入居許可期間」という。）は、2年とする。ただし、理事長が特に認める場合は、これを更新することができる。

2　入居者は、前項による入居許可期間の更新を受けようとするときは、あらかじめ研究開発室入居許可期間更新申請書（様式第4号）を理事長に提出し、許可を受けなければならない。

3　理事長は、入居許可期間の更新を許可したときは、研究開発室入居許可期間更新許可書（様式第5号）を交付するものとする。

　（入居料及び費用負担）

第6条　入居料は別表に定めるとおりとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めたときは、これを減免若しくは免除することができる。また、入居期間に発生する光熱水費については、センターが各月ごとに合理的な算出方法により算出し、これを納付しなければならない。

2　研究開発室の修繕及び維持管理に要する費用は、センターの負担とする。ただし、次に定める費用は、入居者の負担とする。

　（1）破損ガラスの取替え等の修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕。

　（2）電話の使用料。

　（3）ごみ等の処理に要する費用。

3　入居料及び光熱水費は、センターが発行する請求書により、四半期ごとに指定された期間内に納付するものとする。なお、月の途中から入居した場合、入居料はその日を起算日として日割りで計算した額とする。

　（転貸の禁止）

第7条　入居者は、研究開発室の全部または一部を転貸してはならない。

　（入居者の義務）

第8条　入居者は、研究開発室の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持するとともに、事業活動において公害防止等の環境保全に努めなければならない。

2　研究開発室を損傷し、または滅失したときは、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

3　研究開発室に特別の設備をし、または変更を加えようとするときは、あらかじめ理事長の許可を受けて自己の負担により行わなければならない。

4　研究開発室を明け渡すときは、15日前までに理事長に届け出て、職員の検査を受けなければならない。

5　入居許可期間を終了したとき、または入居許可期間の中途において終了したいとき（第4条により入居の許可を取り消されたときを含む。）は、速やかに原状に回復し、明け渡さなければならない。

　（届出）

第9条　入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を理事長に届けなければならない。

　（1）氏名、住所等に変更があったとき。

　（2）業種を変更しようとするとき。

　（3）研究開発室の使用を15日以上休止しようとするとき。

　（4）入居許可期間の中途において研究開発室を明け渡すとき。

　（5）研究開発室の施設を損傷し、または滅失したとき。

　（入居審査委員会）

第10条　研究開発室の入居者の選定及び運営等に関し、必要な事項を審議するために、入居審査委員会を置く。

　（補則）

第11条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

　附　則

（施行月日）

　この規程は、平成25年8月1日から施行する。

　この規程は、令和2年2月3日から施行する。

別表　研究開発室入居料（第6条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 仕　様 | 入居料（税抜） | 備　考 |
| 第1研究開発室 | 204㎡(61.82坪) | 60,000円/月 |  |
| 第2研究開発室 | 180㎡(54.55坪) | 50,000円/月 |  |
| ＜第2研究開発室  分割使用の場合＞ |  |  |  |
| 第2研究開発室A（北側） | 88㎡(26.67坪) | 30,000円/月 |  |
| 第2研究開発室B（南側） | 92㎡（27.88坪） | 30,000円/月 |  |
| 第3研究開発室 | 150㎡（45.45坪） | 45,000円/月 |  |